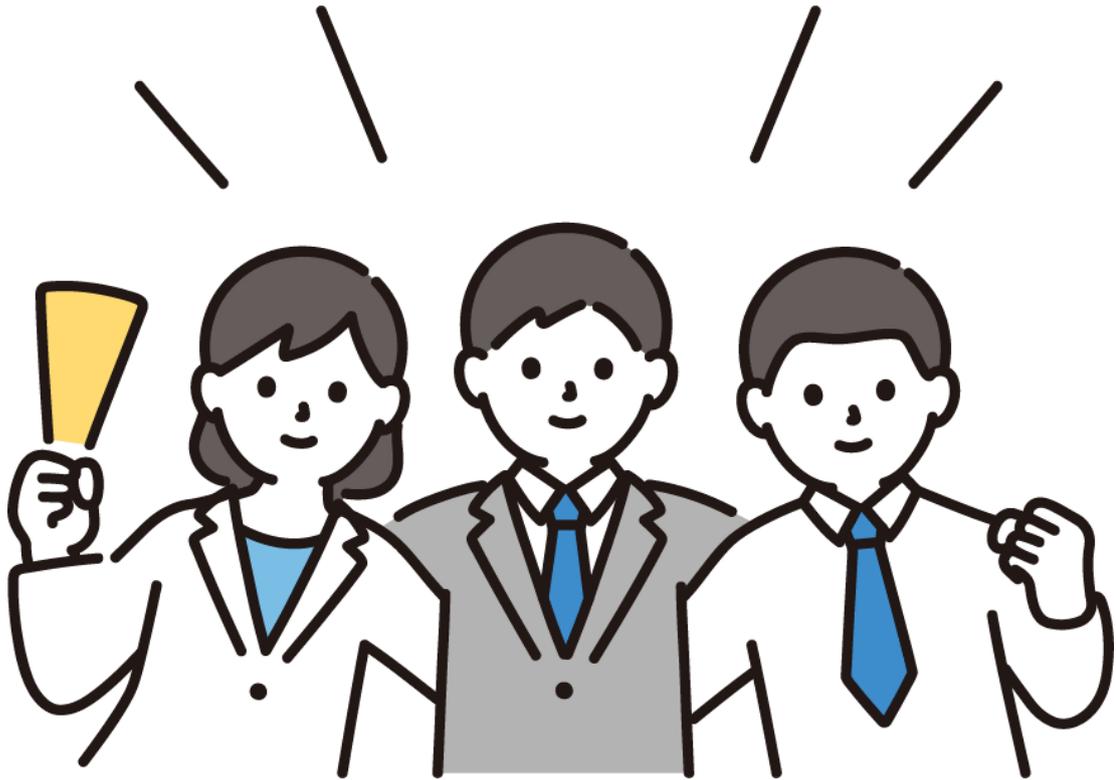


2025年度
なだかつトライアル補助金
応募の手引き



対象期間:補助金申請日~2026年3月15日(日)
申請受付:2025年5月12日(月)~2025年12月26日(金)

「なだかつ」とは「灘区での地域活動」をより身近に感じてもらうための
”愛称”です。この補助金は「なだかつ」を推進するため、
新規の活動(申請日時点で活動開始後1年以内)を対象にしています。

※申請にあたっては、灘区内の地域活動に関する相談会「なだかつ
相談会」に事前に参加していることが必要です。

灘区役所地域協働課

■対象団体

以下の全ての要件を満たした団体で、企画した活動の終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織が対象です。

- (1) 2人以上で組織されていること
- (2) 灘区内の地域の課題解決や地域の活性化を目指して取り組む活動を実施すること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

■対象活動

補助の対象となる活動は、申請日時点で活動開始後 1 年以内の新規性のある活動であって、次に示す要件すべてに該当する活動となります。

- (1) 灘区内の地域の課題解決や地域の活性化を目指して取り組む活動であること
- (2) 市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (3) 営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
- (4) 宗教的活動又は政治的活動でないこと
- (5) 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
- (6) 神戸市(区役所を含む)または神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けていない活動であること
- (7) 神戸市政及び灘区政の方針に反する活動でないこと
- (8) 法令に違反する活動でないこと

【対象とならない活動の例】

- ・灘区の地域への効果を意識していない活動
- ・宣伝を目的とした個人の教室での催し

- ・参加料が高額な催し(材料費程度の参加費徴収は可)
- ・対象者が限定的で今後広がりが期待できない活動
- ・既存の活動に新しい内容を追加した活動

■対象活動の実施期間

補助金申請日～2026年3月15日(日)

■補助金額

補助額 上限5万円

申請は同一活動に対し1回限りとする

※ただし、2024年度に採択した団体の活動については、2025年度に限り2回目の申請可能

■対象経費

科目	詳細
消耗品費	<p>消耗品や印刷に要する費用等</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得金額1万円以上の高価な物品は対象外です ・事業実施後に購入した消耗品等は経費対象外です ※1
使用料	<p>会場使用料、活動に必要とされる機器・機材のレンタル料等</p> <p>【注意点】内部スタッフへの支払いは対象外です</p>
役務費	<p>会場設営費等の人手を要する費用、郵送料(切手含む)、保険料等</p>
謝金	<p>講師やアドバイザー等への謝金</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき1回あたり1万円を上限。 ・内部スタッフ講師への報酬は対象外です

旅費	活動にかかる交通費
委託料	調査等の委託料(活動の大半を占める委託は除きます)

※1 例:イベントを開催する場合、イベントの開催が8月1日であるならば、理由が無い限り、8月2日以降に消耗品等の購入はできません。(来年度用の消耗品は対象外です)

【対象とならない経費】

(1)飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかる経費

ただし、こども食堂等の活動での食材費で活動に必要であると認められたものについては、補助対象として認めることができます。

(2)用途が不明な経費(領収書がない経費、ガソリン代など用途が特定できない経費)

(3)団体を運営するための経費(会員への会報、電話代、団体の総会にかかる経費、拠点とする場所の賃料など)

(4)その他、区長が適当と認めないもの

■申請について

1.申請期間

2025年5月12日(月)～2025年12月26日(金)

※予算額に到達次第、申請受け付けは終了します。

2.申請方法

(1)まずは「なだかつ相談会」に参加し、活動内容について相談

- ・ 灘区役所では、灘区内における地域活動に関する相談会「なだかつ相談会」を原則月に1回開催しています。なだかつトライアル補助金への申請をお考えの方は、申請前に必ず一度「なだかつ相談会」に参加し、活動内容について相談してください。灘区役所の方から、改めて本補助制度の趣旨を踏まえご留意いただきたい点をお伝えします。

<なだかつ相談会について>

申し込みは下記の URL から申し込みください。

https://www.city.kobe.lg.jp/c63604/kuyakusho/nadaku/20220826_nadaku.html

※2024 年度採択団体については、参加不要です。

(2)申請

下記①～③のいずれかにより申請

①Eメール:nada_jigyoun@city.kobe.lg.jp

件名に「なだかつトライアル補助金申請」といれて提出してください。

②郵送:〒657-8570(住所不要)灘区地域協働課「なだかつトライアル補助金」係

③持参:神戸市灘区役所4階地域協働課(神戸市灘区桜口町4丁目2番1号)

(土・日曜・祝日を除く、午前9時～12時・午後1時～5時)

3. 問合せ先

電話:078-843-7001(内線223)

Eメール:nada_jigyoun@city.kobe.lg.jp

※WEB・郵送にてお申し込みの方は、後日電話で内容を確認させていただく場合がございますので、お電話番号を必ずご記載ください。

■補助の決定方法

申請団体・活動内容について、補助金要綱の要件及び以下の観点から申請書類を審査します(プレゼン審査は行いません)。その後、申請日から概ね 20 日程度(休日除く)で採否・補助予定額を決定し、不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知をします。

検討項目	検討内容
公益性	灘区内の地域課題の解決及び活性化を目指して取り組む活動か 広く地域住民の参画・参加を図る活動であるか
計画性	活動計画の内容が実現性の高いものか 補助対象経費の積算は無駄のない妥当なものか
効果	目的にあった効果が見込めるか

■活動の実施

- (1)団体は、補助事業にかかわる支払い等を記録した帳簿(出納簿や領収書、レシート等)を保管し、提出を求められた際は原本を提出していただきます。
- (2)補助金が事業計画や交付の条件に従って適切に活用されるよう、団体に対して確認や助言をさせていただきますことがあります。
- (3)チラシやポスター等の広報物に下記、定型文を記載してください。
『この事業は、なだかつトライアル補助金を活用して実施しています』
- (4)灘区役所の後援が必要な場合は、別途「後援名義の使用申請」が必要ですのでご相談ください。
- (5)採択された活動については、灘区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。

■活動の変更

- (1)補助金の交付決定後に、活動の計画や補助金に関わる支出費目を変更する必要がある場合は 必ず変更する前にご相談ください。また、支出しようとしている経費が補助対象となるか不明な場合も、予めご相談ください。
※事前協議がない場合は、補助対象経費とならない場合があります
- (2)相談後、変更の手続きをする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)をご提出ください。
- (3)変更(補助金額の変更を含む)を認めるかどうかを決定した後、補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により通知します。
※変更の内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

■補助金の交付

- (1)補助金の交付は原則、活動終了後の交付となります。
- (2)活動終了後、補助事業等実績報告書(様式第8号)等を提出していただき、その内容を審査し、補

助金額確定通知書(様式第9号)により確定した補助金額を通知し、その後補助金を交付(口座振込)します。

■提出書類一覧

【申請のとき】

- (1)補助金交付申請書(様式第1号) ※押印は不要
- (2)事業計画書(様式第1号別記1)
- (3)収支予算書(様式第1号別記2)
- (4)団体概要(様式第1号別記3)

【活動計画変更・中止のとき】

- (1)補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号) ※押印は不要
- (2)補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

【活動報告のとき】 報告書提出期限:2026年3月15日(日)

- (1)補助事業等実績報告書(様式第8号) ※押印は不要
- (2)事業の実施状況がわかる書類(記録写真・パンフレット・チラシ等)
- (3)補助事業等に係る収支決算書
- (4)事業に要した費用を称する書類
領収書(または請求書と振込書)の写し

■注意事項

- (1)神戸市又は神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けている活動は、当補助では対象外となり申請できません。
- (2)次のいずれかに該当する場合は、補助金交付を取り消す場合があります。
 - ① 補助金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
 - ② 補助金を補助対象活動以外に使用したとき
 - ③ 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
 - ④ 前条の調査または措置要求に従わないとき

⑤ その他区長が補助金を交付するに適しないと認めたとき

■補助制度全体のながれ

